

岬町求人情報掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岬町住民の就労及び町内事業者等の人材確保を支援するため、岬町が管理するホームページ及び公共施設内の掲示板等を求人情報媒体として活用し、町内事業所等の求人情報を掲載することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(事業者の範囲)

第2条 求人情報を掲載できる事業者は、岬町内に事業所を有する又は設ける予定の事業所で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別清算に関する手続中であるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営むもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当するもの
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当するもの
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当するもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する一般労働者派遣事業を営むもの
- (8) その存在や活動実態が明確でない団体
- (9) その他町長が適当でないと認めたもの

(掲載内容の範囲)

第3条 掲載することができる求人情報は、求人の勤務地が岬町内である事業所又は設ける予定の事業所の求人情報とする。ただし、次に掲げるものは、掲載することができないものとする。

- (1) 法令等に違反したもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの

(3) 虚偽の内容によるもの

(4) 求人募集に見せかけた、勧誘、あっせん等の疑いのあるもの

(5) 求人募集に見せかけた、物品の売りつけ、資金集め等の疑いのあるもの

(6) その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの

(求人情報掲載手続き)

第4条 求人情報の掲載を希望する事業者（以下「求人情報申込者」という。）は、岬町求人情報掲載申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、事業者及び掲載内容の要件について審査を行い、岬町求人情報掲載許可・不許可決定通知書（様式第2号）により求人情報申込者に通知するものとする。

3 求人情報申込者は、求人情報掲載後、その内容に変更が生じたときは、岬町求人情報掲載内容変更届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

4 求人情報申込者は、求人情報の掲載を取り消したいときは、岬町求人情報掲載中止届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(求人情報の掲載期間)

第5条 求人情報の掲載期間は、掲載日から求人を停止するまで、又は前条第4項に定める様式が提出された日までとする。

(求人情報の掲載料)

第6条 求人情報の掲載料は、無料とする。

(求人情報の責務)

第7条 求人情報の内容に関する一切の責任は、求人情報申込者が負うものとする。

2 求人情報申込者は、第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、自己の責任において解決するものとする。

(掲載の取消し)

第8条 町長は、第2条各号又は第3条ただし書に該当することを確認したとき、又は掲載が適切でないと町長が認めるときは掲載を取消することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、求人情報掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

年 月 日

岬町求人情報掲載申込書

（宛先） 岬町長

（申請者） 住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

求人情報を掲載したいので、岬町求人情報掲載要綱第4条の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1. 求人情報掲載希望期間 年 月 日～ 年 月 日
2. 求人情報掲載希望内容 別紙のとおり

【添付書類】 事業者の範囲及び掲載内容に関する宣誓書

## 別紙

## 記事掲載希望内容

事業所名			
所在地			
連絡先		担当	
ホームページ			
募集職種			
仕事内容			
資格			
雇用形態	正社員 ・ その他（ 契約社員 嘱託社員 パートタイマー ）		
加入保険	雇用保険 ・ 労災 ・ 健康保険 ・ 厚生年金 ・ 退職金		
就業場所			
雇用期間	雇用期間の定めなし ・ 雇用期間の定めあり（ ）		
給与	月給 ・ 日給 ・ 時給（ ）円		
就業時間			
休日			
残業の有無	有 ・ 無		
応募方法			
その他掲載 したい事項			
情報提供期間	平成 年 月 日まで ・ 採用が決まり次第終了		

## 事業者の範囲及び掲載内容に関する宣誓書

### 【要綱第2条関係】

□私 □当社は、下記のいずれにも該当しません。

- (1) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別清算に関する手続中であるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営むもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当するもの
- (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当するもの
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当するもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する一般労働者派遣事業を営むもの

### 【要綱第3条関係】

求人情報は、下記のいずれにも該当しません。

- (1) 法令等に違反したもの
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの
- (3) 虚偽の内容によるもの
- (4) 求人募集に見せかけた、勧誘、あつせん等の疑いのあるもの
- (5) 求人募集に見せかけた、物品の売りつけ、資金集め等の疑いのあるもの

(宛先) 岬町長

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式第2号（第4条関係）

岬町求人情報掲載許可・不許可決定通知書

（申請者）事業所名

代表者名

岬町長

印

年 月 日付け掲載申込のありました求人情報につきましては、下記のとおり 許可 ・ 不許可 します。

記

（許可の場合）

1. 求人情報掲載期間 年 月 日～ 年 月 日まで
2. その他

掲載内容を変更する場合は、岬町求人情報掲載内容変更届（様式第3号）を、また、掲載を取り消す場合は、岬町求人情報掲載中止届（様式第4号）を提出してください。

（不許可の場合）

理 由

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

岬町求人情報掲載内容変更届

（宛先） 岬町長

（申請者） 住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

求人情報の内容を変更したいので、岬町求人情報掲載要綱第4条の規定により、下記のとおり届出します。

変更箇所	
変更前	変更後



様式第4号（第4条関係）

年 月 日

岬町求人情報掲載中止届

（宛先） 岬町長

（申請者） 住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

求人情報の掲載を中止したいので、岬町求人情報掲載要綱第4条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1. 求人情報掲載中止希望日 年 月 日

2. 求人情報掲載中止理由